

選挙のムダ使い未然防止に関する活動について

～知事・市長の公開質問状の回答公開と当会意見書の提出～

川口市民オンブズマン

■ ごあいさつ

平素より、市民オンブズマン活動へのご理解、ご協力を賜り心より御礼申し上げます。
本年2月に川口市民オンブズマン、賛同団体である埼玉市民オンブズマン・ネットワークの両団体は、統一地方選挙に向けて、選挙に関する公費負担（選挙公営）のムダ使いを未然防止するため、報道各社様への記者発表を通じて全国へ緊急メッセージを発信させていただきました。今回ここに今年10/4・5の記者発表以後の当活動状況を報告させていただきます。

■ 埼玉県知事・川口市長への公開質問状の回答公開

今年10/4・5の記者発表のとおり、埼玉県知事・川口市長へ選挙ポスターの公費負担に関する公開質問状を送付しましたが、この度、埼玉県知事・川口市長から回答がありましたので、添付のとおり公開します。

【公開質問状の抜粋】

1. 地方財政法 第四条(予算の執行等)には「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」とありますが、添付資料(今年10/4・5の記者発表を参照)の公費負担結果に関して「必要且つ最少の限度を超えて支出していない」と判断されるならばその理由を御教示下さい。
2. 知事・市長は地方自治法及び地方財政法に従い公費負担に関する基本的な認識を新たにされ、速やかに条例を改定し公費負担の低減を図るよう是正を依頼いたします。条例を改定する意向の有無、条例を改定する期限などについて御教示下さい。
3. 掲示板に使用しなかった残余のポスターについて御教示下さい。
 - ① 前回の知事選挙、川口市長選挙におけるご自身の選挙において、掲示板に使用しなかった残余のポスターはどの様に処理されましたか？
 - ② 選挙公営による公費負担で作成された選挙ポスターに関して、掲示板に使用しなかった残余のポスターはどの様に処理すべきですか？

■ 埼玉県知事・川口市長への意見書提出の実施

上記の各回答を検討し、当会として埼玉県知事・川口市長へ意見書(10/31付)を提出いたしました。提出しました意見書については添付資料をご参照ください。

■ その他

詳細不明点等がありましたら、下記に記載の選挙のムダ使い未然防止の専用HP、川口市民オンブズマンのHP、当会の連絡先までお願いします。<http://senkyoposters2011.web.fc2.com/>

■ 添付資料

- ①埼玉県知事の回答 ②川口市長の回答 ③知事への意見書 ④川口市長への意見書

以上

川口市民オンブズマン・代表 村松幹雄

〒333-0821 川口市東内野56-33

電話: Fax: 048-295-0580

kawaguchi.citizen.ombudsman@mbe.nifty.com

<http://k-c-ombudsman.sakura.ne.jp/>

川口市民オンブズマン
代表 村松幹雄 様

私あてに御質問いただいたことについて、お答えいたします。

公費負担の対象となるポスター枚数については、貼り替えや毀損等のためにポスター掲示場数以上の枚数が必要となる実態もあることからその2倍までを上限として条例を定めています。

これは、衆議院小選挙区選挙や参議院選挙区選挙と同様の扱いであり、御指摘の支出についても、この条例による公費負担限度額の範囲内で適正に支出しています。

ポスターを何枚作成し、どの程度の費用をかけるかは、候補者の選挙運動に関わることであり、収支報告書によって選挙後に公表されることも踏まえ、候補者が自由に決定すべきものと考えます。

したがって、現在、条例改正の予定はありません。

なお、残余のポスターの処理についての御質問については、候補者としての活動に関することであり、知事としての回答は控えさせていただきます。

平成23年10月13日

埼玉県知事

上田 清司

川選管収 第450号

平成23年10月19日

川口市民オンブズマン
代表 村松 幹雄 様

川口市長 岡村 幸四郎



公開質問状に対する回答について

2011年10月3日付けの公開質問状に対する回答は以下のとおりです。

質問1への回答

公費負担の対象となるポスター作成枚数につきましては、2倍までを上限とした条例が定められていることから、この条例による公費負担限度額の範囲内で適正に支出しております。

質問2への回答

今後、近隣市や全国の同程度の人口を有する他の都市の事例を調査・研究してまいります。

質問3の①への回答

残余ポスターについては適正に処理をいたしました。

質問3の②への回答

各候補者ごとの方針により適切に取り扱っているものと考えております。

意見書

2011年10月29日

埼玉県知事 上田 清司 様

(写し)
埼玉県選挙管理委員会 様

川口市民オンブズマン
代表 村松幹雄

選挙に関する公費負担（選挙公営ポスター）のムダ使い防止について

平素より、市民オンブズマン活動へのご理解、ご協力を賜り心より御礼申し上げます。
さて川口市民オンブズマンは標記の件について2011年10月3日附で知事に公開質問状を提出致しましたところ、お忙しいにも拘らず早期に回答を戴き感謝致しております。

この度、貴回答を川口市民オンブズマンの会議において検討し以下の結論を得ましたので意見書に取り纏め提出申し上げます。

1、貴回答に対する川口市民オンブズマンの意見（以下「意見」という）

-1、公開質問状、質問1、の貴回答に対する意見

地方財政法 第四条（予算の執行等）の定めに対し「必要且つ最小の限度を超えて支出していない」と判断されるならばその理由を御教示下さい。との質問に答えず「条例による公費負担限度の範囲内で適正に支出しております」とあるのみで、地方財政法 第四条（予算の執行等）に関する貴回答が示されていません。さらに貴文意に「・・・適正に支出・・・」とありますが、当会の質問に対して何らかの理由により具体的な説明が出来ない部分を「・・・適正に支出・・・」と曖昧に表現していると推測されます。公金の支出に関する法の解釈に関すること、および予算の執行説明義務の意識が欠如した回答であるといわれてもやむを得ない不十分な回答であり、当会としては納得致しておりません。

-2、公開質問状、質問2、の貴回答に対する意見

「条例を改定する意向の有無、条例を改定する期限など」

貴回答は「条例改正予定はありません」と明確な回答ですが、地方自治法及び地方財政法に従い公費負担を低減しようとする意識が見られません。上記-1、の貴回答と同様に公金の支出に関する法の解釈に関すること、および予算の執行説明義務の意識が欠如した回答であるといわれてもやむを得ない不十分な回答であり、当会としては納得致しておりません。

-3、公開質問状、質問3、の貴回答に対する意見

「掲示板に使用しなかった残余のポスターについて」

この質問は知事が立候補者として公費負担により作成したポスターに関するものであります。「候補者としての活動に関することであり、知事としての回答は控えさせていただきます」とありますが貴回答は論理において理解できないものであり、社会通念上も認めら

れるものではありません。

上記、回答-1と同様に当会の質問に対して何らかの理由により具体的な説明が出来ず「・・・回答を控えさせていただきます」と問題をすり替えたものと推測されます。

この貴回答は世俗的に言えば「やはり何かあるのだ？」との良からぬ推量を生じさせ、公金の支出に関する不信感を持たせるに十分な回答であり、当会としては納得致しておりません。

知事は日頃の活動におかれては明快な発言で県民の支持を得ておられますが、今回の貴回答は「公費負担により作成したポスター」の取扱いなどについて御自身が問題がある取扱いを認めておられる事実があった？ または他の候補者に対する影響を考慮された？ などにより、日頃の明快な御発言に反する結果となったのではないかと思量致しております。

川口市民オンブズマンはその活動を通じて市政、県政が無駄なく行われるよう願っているものであります。この事では知事と同様であると存じます。

選挙に関する公費負担は各地で不適切が指摘されるなど致しております。今回の貴回答にもその意味では納得致しておりませんが、今後は条例改正を含み適正な扱いがなされるよう強く希望いたします。

以上

川口市民オンブズマン
代表 村松幹雄

〒333-0821
川口市東内野 56-33
電話：048-295-0580

意見書

2011年10月29日

川口市長 岡村 幸四郎 様
(写し)
川口市選挙管理委員会事務局 様

川口市民オンブズマン
代表 村松幹雄

選挙に関する公費負担（選挙公営ポスター）のムダ使い防止について

平素より、市民オンブズマン活動へのご理解、ご協力を賜り心より御礼申し上げます。
さて川口市民オンブズマンは、標記の件について2011年10月3日附で市長に公開質問状を提出致しましたところ、お忙しいにも拘らず早期に回答を戴き感謝致しております。

この度、貴回答を川口市民オンブズマンの会議において検討し以下の結論を得ましたので意見書に取り纏め提出申し上げます。

1、貴回答に対する川口市民オンブズマンの意見（以下「意見」という）

-1、公開質問状、質問1、の貴回答に対する意見

地方財政法 第四条（予算の執行等）の定めに対し「必要且つ最小の限度を超えて支出していない」と判断されるならばその理由を御教示下さい。との質問に答えず「条例による公費負担限度の範囲内で適正に支出しております」とあるのみで、地方財政法 第四条（予算の執行等）に関する貴回答が示されていません。さらに貴文意に「・・・範囲内で適正に支出・・・」とありますが、当会の質問に対して何らかの理由により具体的な説明が出来ない部分を「・・・範囲内で適正に支出・・・」と曖昧に表現していると推測されます。

公金の支出に関する法の解釈に関する事、および予算の執行説明義務の意識が欠如した回答であるといわれてもやむを得ない不十分な回答であり、当会としては納得致しておりません。

-2、公開質問状、質問2、の貴回答に対する意見

「今後、近隣市や全国の同程度の人口を有する他の都市の事例を調査・検討してまいります」の貴回答を評価いたします。

御高承のとおり鶴ヶ島市（掲示場×1倍）を始め掲示場×1.2倍が16市ありますので今回実施予定、11月6日の川口市議会議員増員選挙結果を見て、条例を改正されるよう希望いたします。

-3、公開質問状、質問3（質問①、質問②）の貴回答に対する意見

「掲示板に使用しなかった残余のポスターについて」

質問①

市長が立候補者として掲示場数603箇所に対し1,200枚を作成し、603箇所に貼付後の残余598枚についての質問であります。603箇所に貼付後に破損するな

どした際に数枚を使用したとしても相当数の残余があった筈です。このポスターは選挙ポスターとして法的に管理され、他には使用できません。

上記の状況下にある残余のポスターを「くず紙」として廃棄されたのでしょうか？
公金より作成されたポスターの処理を「・・・適正に処理を致しました」では説明になっていません。

公金の支出に関する法の解釈を無視し、事実を明らかにしない回答であるといわれてもやむを得ない不十分な回答であり、当会としては納得致しておりません。

質問②

選挙期間中に掲示版に貼り出される用途のみとして作成され、公費負担された選挙ポスターの処分方法について、その適正処分方法を具体的に問うた質問になっています。市長自身も含む各立候補者の独自判断ではなく、公費負担で作成された物品の管理・廃棄の適正方法をお伺いしましたが、全く不誠実な回答であり、当会としては納得致しておりません。

市長は日頃の活動におかれては明快な発言で市民の支持を得ておられます。また過日開催されたボランティア見本市では会場を回られ市民と親しく会話を交わされるなどの庶民性を持つ市長と市民が認めています。

しかし今回の貴回答は「公費負担により作成したポスター」の取扱いなどについて御自身が問題のある取扱いを認めておられる事実があった？ または他の候補者に対する影響を考慮された？などにより、日頃の明快な御発言に反する結果となったのではないかと思量致しております。この貴回答は世俗的に言えば「やはり何かあるのだ？」との良からぬ推量を生じさせ、公金の支出に関する不信感を持たせるに十分な回答であり、当会としては納得致しておりません。

川口市民オンブズマンはその活動を通じて市政が無駄なく行われるよう願っているものであります。この事では市長と同様であると存じます。

選挙に関する公費負担は各地で不適切が指摘されるなど致しております。

今後は条例改正を含み適正な扱いがなされるよう強く希望いたします。

以上

川口市民オンブズマン
代表 村松幹雄

〒333-0821
川口市東内野 56-33
電話：048-295-0580